
TREE 高崎 利用規約

本利用規約（以下本規約）は、ララハウス株式会社（以下当社）が運営する、「LALAPARK SUEHIRO」（以下本建物）内にある TREE 高崎（以下本施設）について当社と第 4 条に定める会員との間の権利義務関係について定めるものです。

第 1 条（本施設の目的）

本施設は、執務スペースの提供を通じ、会員相互の交流によるビジネスコミュニティの創造と地域の発展を目指したサービスを提供することを目的とします。

第 2 条（休業日と営業時間）

1. 本施設の休業日は年末年始、GW、夏季とします。但し、施設の管理運営上必要な場合は、臨時休業とする場合があります。
2. 本施設の営業時間は以下の通りです。
 - (1) コワーキングスペース
全日 9:00~22:00
 - (2) シェアオフィス
全日 7:00~24:00

第 3 条（サービス内容）

1. 本規約は、当社が本施設において提供する次の各号のサービスにおいて適用されるものとします。
 - (1) コワーキングスペース 月額利用サービス
 - (2) シェアオフィス 月額利用サービス
 - (3) 前各号に付随するサービス
 - (4) その他当社が別途定めるサービス
2. 会員は、契約の種別に応じて当社が別途定める範囲で本施設を利用することができます。
3. 当社は、本施設のサービス内容や料金等を変更することができるものとします。但し、この場合は事前に告知をすることとします。
4. 当社が管理運営上必要と認めた場合は、本施設の利用を全部または一部制限することがあります。但し、この場合は事前に告知をすることとします。

第 4 条（会員・契約種別）

1. 会員とは、第 6 条の要件を満たし、当社が入会を承諾した者をいいます。
2. 契約種別は以下とします。
 - (1) コワーキングスペース会員
 - (2) シェアオフィス会員
3. 契約種別ごとの本施設利用可能時間は第 2 条で定めるものとします。
4. 会員は、会員資格の全部または一部を第三者に譲渡、貸与することはできません。

第 5 条（契約期間）

1. コワーキングスペース会員及びシェアオフィス会員の契約期間は、サービス利用開始日から 3 か月後の末日までとします。ただし、途中で契約開始の場合、翌月を 1 か月目とします。以後会員からの退会申出や第 16 条の契約解除がない場合、1 日から末日までを 1 か月として毎月自動更新します。
2. 会員は、サービス利用開始日から 3 か月以内での退会を希望する場合、違約金として月額料金 1 か月分を支払うことで中途解約することができます。

第 6 条（入会資格）

次の各号に定めるすべての事項を満たす場合に限り、本施設の入会資格を有するものとします。

- (1) 個人または法人で、本規約及び利用ルールを遵守する方
- (2) その他、当社が入会を相応しいと判断した方

但し、未成年者で会員を希望する場合は親権者の同意が必要です。

第 7 条（施設の利用）

1. 会員は、本施設を利用する際には、本施設が定めた手順に従い、使用後は原状復帰を行うこととします。
2. 原状復帰には、以下の手順を含みます。
 - (1) 施設内の清掃
 - (2) 備品や設備の元の配置への戻し
 - (3) 任意の修復や補修が必要な場合は、本施設への報告
3. 会員は、本条に定められた原状復帰の義務を遵守することにより、他の利用者や施設の状態を保つ努力を行うこととします。

第8条（ミーティングルーム及びラウンジの利用並びに来訪者の取扱い）

1. 本施設内に設置するミーティングルーム及びラウンジは、会員相互の交流並びに業務上の打合せ及び商談等の用途に供することを原則とし、当該用途による利用を最優先とします。会員は、個人的作業その他打合せ以外の用途により当該スペースを長時間占有し、他の会員による打合せ等の機会を妨げてはなりません。
2. 会員以外の者（以下「来訪者」という。）が本施設内のミーティングルーム及びラウンジを利用し得るのは、会員が同席する打合せ、商談その他これらに準ずる業務目的の用務に限られるものとし、当該会員は、来訪者の入退館及び施設内における行動を常時監督する義務を負います。
3. 会員以外の者が、会員の同席を伴わずに単独でミーティングルーム又はラウンジを利用することは、いかなる名目であっても一切禁止します。
4. 会員は、自らが招き入れた来訪者の本施設内における一切の行為について全責任を負うものとし、来訪者が本規約に違反したとき、又は来訪者の行為により当社若しくは第三者に損害が生じたときは、当該会員の行為とみなして本規約を適用します。
5. 会員及び来訪者は、各会員の契約プランにより利用が許諾されたエリア又は当社が別途指定するエリア（以下「利用許諾エリア」という。）以外の区域に立ち入ってはならず、また、他者を利用許諾エリアの外に同行させ、随伴させ、若しくはその立入りを補助する行為を行ってはなりません。
6. 会員が前各項の規定に違反した場合、当社は、第19条の規定に基づき会員資格を取り消し、又は本契約を解除することができます。

第9条（駐車場及び駐輪場の利用）

1. 本建物の敷地内に設置されている駐車場は、本建物に入居する他のテナントと共用するものであり、本施設の専用駐車場ではありません。会員は、当該駐車場を本施設の利用に伴う駐車目的で使用することはできません。ただし、次の各号に掲げる用途に限り、これを一時的に使用することができます。
 - (1) 会員又はその従業員等による荷物の搬出入を目的とした短時間の停車
 - (2) 来訪者の送迎又は来訪者による短時間の停車
2. 会員は、本施設を恒常的に利用するに当たり、当社が別途指定する有料駐車場を契約により利用するか、又は会員自らの責任及び費用負担において本建物外に駐車場を確保するものとします。
3. 会員、来訪者その他会員の関係者が、第1項に違反して本建物の共用駐車場を使用したことに起因し、本建物の所有者、管理者、他のテナントその他第三者との間に紛争又は損害が生じた場合、当該会員はその責任において一切を解決するものとし、当社は何らの責任も負いません。
4. 会員は、自転車、原動機付自転車その他の二輪車を本施設において使用する場合、本建物の敷地内に設置された当社指定の駐輪場の所定の位置に駐輪するものとし、これ以外の場所に駐輪してはなりません。
5. 前各項に違反して放置又は無断駐車・駐輪が認められた場合、当社は、当該会員に対し速やかな移動を求めることができ、これに応じない場合は当該車両等の移動その他の措置を講じることができます。これにより生じた費用は、当該会員の負担とします。

第10条（会員証）

1. 当社は、ICカード会員証を会員に対し貸与します。（以下会員証という）
2. 会員証を第三者に貸与、譲渡することはできません。
3. 会員は、次の各号に該当した場合は、ICカード会員証を直ちに当社へ返却するものとします。
 - (1) 退会したとき
 - (2) 第16条に定める契約の解除となったとき
 - (3) その他当社がICカード会員証の返却を求めた場合
4. 会員は、会員証を紛失または盗難等により紛失した場合、当社へ直ちに届けるものとし、当社が定める所定の手続きにより会員証の再発行を行うものとします。その場合の再発行費用（3,300円/税込）は会員の負担とします。
5. 施設の鍵を閉じ込めた（インキーした）場合などにより、警備会社が現地対応を行う必要が生じた際は、出勤費用を、会員の責任において警備会社へ直接支払うものとします。
6. 会員が会員証を忘失、紛失、盗難、未携帯その他自己の責に帰すべき事由により本施設に入館できなかった場合であっても、当社は、これにより会員に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。

第11条（専用鍵）

1. 当社は、契約プランに応じ個室の鍵を会員に対し貸与します。（以下専用鍵という）

2. 専用鍵を第三者に貸与、譲渡することはできません。
3. 会員は、次の各号に該当した場合は、専用鍵を直ちに当社へ返却するものとします。
 - (1) 退会したとき
 - (2) 第16条に定める契約の解除となったとき
 - (3) その他当社が専用鍵の返却を求めた場合
4. 会員は、専用鍵を紛失または盗難等により紛失した場合、当社へ直ちに届けるものとし、当社が定める所定の手続きによりシリンダー交換を行うものとします。その場合の交換費用は当社が実際に負担した実費相当額に、手配、事務手続、管理対応等に要する手数料を加えた金額を会員の負担とします。
5. 会員が専用鍵を忘失、紛失、盗難、未携帯その他自己の責に帰すべき事由により本施設に入館できなかった場合であっても、当社は、これにより会員に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。

第12条（専用キャビネット鍵）

1. 当社は、契約プランに応じ専用キャビネットの鍵を会員に対し貸与します。（以下専用キャビネット鍵という）
2. 専用キャビネット鍵を第三者に貸与、譲渡することはできません。
3. 会員は、次の各号に該当した場合は、専用キャビネット鍵を直ちに当社へ返却するものとします。
 - (1) 退会したとき
 - (2) 第16条に定める契約の解除となったとき
 - (3) その他当社が専用キャビネット鍵の返却を求めた場合
4. 会員は、専用キャビネット鍵を紛失または盗難等により紛失した場合、当社へ直ちに届けるものとし、当社が定める所定の手続きにより専用キャビネット鍵の再発行を行うものとします。その場合の再発行費用は実費相当額に、手配、事務手続、管理対応等に要する手数料を加えた金額を会員の負担とします。
5. 会員が専用キャビネット鍵を忘失、紛失、盗難、未携帯その他自己の責に帰すべき事由により利用できなかった場合であっても、当社は、これにより会員に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。

第13条（入会金・保証金）

1. 会員は、入会時に以下の費用を当社の指定する方法により支払うものとします。
 - (1) 入会金
 コワーキングスペース会員及びシェアオフィス会員：1名につき16,500円（税込）
 ※但しコワーキングスペース法人プランについては1契約につき16,500円（税込）
 - (2) 保証金
 シェアオフィス会員：月額会費の1か月分
2. 入会金は初期入会手数料として、当社に生じる費用であり、会員の退会時に返金等は行いません。
3. 保証金は、解約時に償却するものとします。

第14条（利用料金）

1. 会員は、施設利用に関する会費及びサービス等の対価として当社が別途定める料金を、当社の指定する方法により支払うものとします。なお税法の改正等により契約期間中に消費税等の税率が変動する場合には、改正日以降は変動後の税率によって算出するものとします。
2. 会員都合により支払いが遅延した場合は、速やかに当社指定口座まで料金を振り込むこととします。その場合の振込手数料は会員の負担とします。
3. 会員が一旦支払った会費及び諸料金について、当社はいかなる場合も返金いたしません。
4. 経済情勢、公租公課の変動等により本サービスの料金が不相応となったときは、当社はこれを改定できるものとします。その場合、当社は改定内容を改定日の1ヶ月以上前までに会員に対し通知するものとします。
5. 当社は、本規約に定める会費等の領収について、原則領収書を発行いたしません。

第15条（住所利用）

1. 会員は、当社指定の手続きに基づきサービスの申込みを行い、その申込みについて当社が承諾した場合に限り営業拠点として名刺、広告等に本施設住所を利用することができます。但し、住所利用はコワーキングスペースフルタイム会員、コワーキングスペース個室会員、シェアオフィス会員のみ利用できるものとし、住所利用のみの利用はできません。
2. 会員宛に送付された郵便物は、配達員が直接郵便ボックスへ投函いたします。但し、受取が必要な郵便物や宅急便については、本施設従業員が会員に代わりに受領します。これらは有人対応時間外は受け取ることはできません。
3. 郵便物の保管期間は受領日から3か月間とし、これを超えた場合は、当社の判断により着払いでの転送または処分を行います。
4. 郵便物は会員宛のものに限り、以下の郵便物の受取はできません。
 - (1) 現金書留等金銭に関するもの
 - (2) 内容証明郵便
 - (3) 特別送達
 - (4) 本人限定郵便
 - (5) 支払いを要する郵便物
 - (6) その他当社が受領すべきでない判断したもの
5. 本施設が受領した郵便物の紛失盗難及び損害について、当社は一切の責任を負いません。

6. 会員は、住所利用サービスを解約する場合、解約希望月の一か月前までに当社所定の書類を提出することで解約希望月の末日をもって解約することができます。
7. 会員は、住所利用サービスの解約月末日の2週間前までに本施設に会員宛の郵便物が届かないよう手続きを行うものとします。また会員が管理運営する広告等に本施設の住所記載がある場合、解約月末日より2週間以内に全て変更、訂正を行うものとします。表記の変更、訂正を怠ったまま2週間を経過した場合、解約日から訂正がなされた日の属する月まで、ひと月あたり33,000円(税込)を違約金として当社に支払うものとします。

第16条(登記利用)

1. 会員は、当社指定の手続きに基づきサービスの申込みを行い、その申込みについて当社が承諾した場合に限り本施設住所を本支店所在地もしくは営業所として法人登記することができます。但し、登記利用はコワーキングスペース個室会員及びシェアオフィス会員のみ利用できるものとし、法人登記のみの利用はできません。
2. 会員は、登記利用サービスを利用し、当施設住所を本支店所在地もしくは営業所として登記した場合には、その旨を登記事項証明書の提出をもって当社に通知するものとします。
3. 会員は、退会等により登記利用サービスを終了した場合、速やかに住所移転登記を完了し、2週間以内に移転登記済謄本を当社に対し提出するものとします。移転登記を怠ったまま2週間を経過した場合、解約日から訂正がなされた月まで、ひと月あたり33,000円(税込)を違約金として当社に支払うものとします。

第17条(契約種別の変更)

会員が契約種別及び利用プランの変更を希望する場合、会員は変更希望月の1か月前までに当社所定の変更届を提出し、当社がそれを承認した場合、変更希望月1日から契約を変更することができます。

第18条(会員情報の更新)

会員は、当社に届け出ている会員情報や事業内容に変更があった場合、速やかに当社指定の変更届を提出するものとします。

第19条(退会)

1. 会員が退会を希望する場合、解約希望月の1か月前までに、当社所定の退会届を提出することにより、退会希望月末日をもって退会することができます。
2. 当社は、会員から退会届が提出された場合、特段の不備がない限りこれを受理し、会員に対し、退会届を受理した旨を通知するものとします。
3. 会員は、退会日をもって、会員としての一切の権利(但し当社に対する債務は除く)を失うものとします。

第20条(契約の解除)

1. 会員が次の各号の一にでも該当する場合、当社は会員に催告することなく直ちに契約を解除することができるものとします。この場合既に支払われた利用料等については一切返金致しません。
 - (1) 本規約に定める事項の違反またはその疑いがあり、当社から催告したにもかかわらず、是正しないとき
 - (2) 提出された本人確認書類、申込書類等の提出書類に虚偽や不正があった場合
 - (3) 利用料金の支払いを2週間以上遅延した場合
 - (4) 当社に登録の会員情報の未更新等により2か月以上連絡がつかないとき
 - (5) 破産申立、民事再生手続、会社更生手続等の申立てがあったとき
 - (6) 他の利用者及び当社に対し、著しい妨害や損害を与えたとき
 - (7) 会員またはその関係者が反社会的勢力関係者であると判明したとき
 - (8) 違法行為及び公序良俗に反する行為があったとき
 - (9) その他、当社が会員として不適切であると判断したとき
2. 解除によって会員又はその他第三者に生じた損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。

第21条(明け渡し)

1. 会員は、契約終了時には施設内に持ち込んだ会員所有の物品の一切を撤去することとします。契約終了後に残留した物品については当社の判断で処分いたします。
2. 契約終了に際し、当施設内に会員が原因の破損等があった場合、会員負担で修復等を行うものとします。

第22条(拾得物)

拾得物の保管期間は1か月とし、これを経過した場合には、当社の判断により処分いたします。

第23条(禁止事項)

会員は、当施設内及び当施設周辺において、次の各号の行為を行わないものとします。

- (1) 法令、公序良俗に反する行為、及び風紀を乱す恐れのある行為
- (2) 動物を当施設内に持ち込むこと(盲導犬、介助犬等を除く)
- (3) 発火・引火・爆発等その他危険を生じるものを当施設内に持ち込むこと
- (4) 当施設の設備の破損・破壊や、許可なく持ち出すこと
- (5) 施設内での喫煙(電子タバコ含む)
- (6) 当施設内、建物、その周辺に自動車やバイク等を放置、無断駐車、停車すること

- (7) 当施設において許可なく物品の売買や営業行為、勧誘を行うこと
- (8) 布教活動、宗教活動、政治活動、署名活動を行うこと
- (9) 他の会員や従業員の迷惑となる行為
- (10) 他の会員や従業員の名誉・信用、プライバシー、肖像権等の人格的権利を侵害する行為
- (11) 会員資格の第三者への譲渡、貸与
- (12) 窓ガラスに掲示物等を貼付することや、窓枠・窓周辺に私物・装飾品等を設置する行為など、施設の外観・景観を損なうおそれのある行為
- (13) その他当社が不適切と判断する行為
- (14) 会員以外の者を、会員同席による打合せ、商談その他業務目的の用務以外の目的で本施設に立ち入らせる行為、又は会員以外の者が会員の同席を伴わずにミーティングルーム若しくはラウンジを単独で利用する行為
- (15) 会員又はその来訪者が、契約プランにより許諾されたエリア若しくは当社が別途指定するエリア以外の区域に立ち入る行為、及び他者を当該指定区域外に同行、随伴若しくは立入りの補助をする行為

第24条（免責）

1. 当社は、以下の各号に定める事項に対し、会員またはその関係者が被った被害について一切責任を負いません。
 - (1) 地震、水害等の天変地異等の不可抗力による災害により生じた損害
 - (2) 当社の過失によらない火災、盗難、設備故障により生じた損害
 - (3) 電気・水道・通信設備の不具合による損害
 - (4) 郵便物の遅延、未配による損害
 - (5) その他、当社の責に帰すことができない事由による損害
2. 会員同士あるいは会員と第三者の間でトラブルが発生した場合、当社は仲裁などの義務を負いません。

第25条（損害賠償）

会員は、本施設の利用に際し、自己の責任に帰すべき事由により当施設に毀損、汚損、滅失等の損害を与えた場合、速やかにその旨を当社に連絡し、当社の請求に従いただちに損害を賠償する義務を負うものとします。

第26条（反社会的勢力の排除）

1. 当社は、会員が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下反社会的勢力）に該当し、または、反社会的勢力と次の各号の一にでも該当する関係を有することが判明した場合には、何らの催告をすることなく契約を解除することができます。
 - (1) 経営に反社会的勢力が実質的に関与していると認められるとき
 - (2) 会員が反社会的勢力を利用してしていると認められるとき
 - (3) 会員が反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
 - (4) 会員または役員もしくは経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - (5) 会員自らまたは第三者を利用して、当社または当社の関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたとき
2. 当社は、前項の規定により契約を解除した場合には、会員に損害が生じても当社は何らこれを賠償、補償することは要しません。また解除により当社に損害が生じた場合は、会員はその損害を賠償するものとします。

第27条（個人情報利用）

1. 会員から提供を受けた個人情報は、個人情報保護に関する法令及び方針に従い厳正に管理します。
2. 当社は、契約に際して知り得た個人情報を当施設の運営管理上必要な範囲で使用し、法令に基づく場合を除いて無断で第三者に提供しません。

第28条（本規約の変更）

1. 当社は、本利用規約を適宜変更できるものとします。
2. 当社は、本規約を変更した場合には、本施設ホームページへの掲載により通知するものとします。
3. 変更の通知後、会員が本サービスを利用した場合には、会員は本規約の変更同意したものとみなします。

第29条（準拠法）

本規約は、日本法に準拠するものとします。

第30条（管轄裁判所）

本規約に関して訴訟の必要が生じた場合には、前橋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

令和8年5月1日 改定

以上